

# 高松市・香川町合併協議会

## 第10回会議

### 附属資料

#### 目次

1 「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料（協議第15号資料） -----	1 ~	2
2 「生活保護事業について」に関する資料（協議第16号資料） -----	3 ~	6
3 「地方税の取扱いについて」に関する資料（協議第17号資料） -----	7 ~	16
4 「電算システム事業について」に関する資料（協議第18号資料） -----	17 ~	19
5 「病院事業について」に関する資料（協議第19号資料） -----	20 ~	24

協議第15号資料

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料

条例・規則等の数について .....	2
--------------------	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	14 条例・規則等の取扱い		部会名	総務
分類	条例・規則等の数			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 条例・規則等数	1 条例 233本 2 規則 282本 3 規程等 165本  (平成16年4月1日現在)	1 条例 137本 2 規則 133本 3 規程等 164本  (平成16年4月1日現在)		
			対 応 策	
			調 整 案	
			条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。	

協議第16号資料

「生活保護事業について」に関する資料

生活保護制度について .....	4
行旅病人等取扱事務事業について .....	5
ホームレス自立支援事業について .....	6

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 生活保護事業	
分類	生活保護制度	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 県 川 町
1 級地区分	2級地の1	3級地の2
2 実施機関	高松市福祉事務所	香川県東讃保健福祉事務所
3 被保護世帯数	3,167世帯(平成16年4月1日現在)	48世帯(平成16年4月1日現在)
4 被保護人員	5,041人(平成16年4月1日現在)	73人(平成16年4月1日現在)
5 保護基準	標準3人世帯の場合の基準額(平成16年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 145,750円 住宅扶助 13,000円 児童養育加算 5,000円 <hr/> 計 163,750円	標準3人世帯の場合の基準額(平成16年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 124,150円 住宅扶助 8,000円 児童養育加算 5,000円 <hr/> 計 137,150円
6 保護の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保護の基準区分である級地及び実施機関が異なっている。

対 応 策
高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 生活保護事業	
分類	行旅病人等取扱事務事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 急迫医療取扱 (行旅病人)	行旅中の病気等により、歩行が困難で療養の途がなく、かつ救護する者がいない場合に、当該病人の所在地の市町村が救護し、急迫医療費として一時繰替支弁を行う。	高松市と同じ。
2 遺体取扱(行旅死亡人)	行旅中に死亡し、引取者がいない場合や住所・居所・氏名が知れず引取者がいない死亡人の場合は当該死亡人の所在地の市町村が葬祭し、葬祭費として一時繰替支弁を行う。	高松市と同じ。
3 交通費・回数券等の支給	行旅中に、事故又は過失等により行旅の目的が達せられず、不測の困難に陥り、本市に救護を求めてきた者について、必要最小限の範囲で交通費等を貸与する。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
香川町においては、交通費・回数券等を支給していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 生活保護事業	
分類	ホームレス自立支援事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 医療費の支給	栄養や健康状態が著しく悪化しているホームレスに対し、安全衛生上、真に必要と認める場合に限り、緊急一時的な措置として病院での医療費を支給する。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
香川町においては、ホームレスに対する医療費を支給していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「地方税の取扱いについて」に関する資料

個人市・町民税について	8
法人市・町民税について	9
固定資産税について	10
軽自動車税について	11
市・町たばこ税について	12
特別土地保有税について	13
入湯税について	14
事業所税について	15
納税関係について	16

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	個人市・町民税	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 納税義務者	1月1日現在、市内に住所を有する個人 .....均等割 + 所得割 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの .....均等割	高松市と同じ。  高松市と同じ。
2 均等割	税率(標準税率) 市民税 3,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 315,000円 + 198,000円	高松市と同じ。  非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280,000円 + 176,000円
3 所得割	税率(標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 350,000円 + 350,000円	高松市と同じ。  高松市と同じ。
4 申告書提出期限	・個人申告書.....3月15日	高松市と同じ。
5 納期	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月31日まで ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月)	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・均等割の非課税基準が異なっている。 ・納期(普通徴収の第4期)が異なっている。

対 応 策
均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
税率(均等割、法人税割)が異なっている。

対 応 策
香川町地域の税率(均等割、法人税割)については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

協定項目	9 地方税の取扱い																																															
分類	法人市・町民税																																															
	現 況																																															
項目	高 松 市	香 川 町																																														
1 納税義務者	<p>市内に事務所又は事業所を有する法人 .....均等割 + 法人税割</p> <p>市内に寮、宿泊所、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの .....均等割</p> <p>市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない 社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの .....均等割(収益事業を行うものは均等割 + 法人税割)</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p>																																														
2 税率	<p>均等割(制限税率) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>492</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>492</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>192</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>156</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>60</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2">60</td> </tr> </tbody> </table> <p>法人税割(制限税率) 法人税額の14.7%</p>	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	492	3,600	10億円を超え50億円以下	492	2,100	1億円を超え10億円以下	192	480	1千万円を超え1億円以下	156	180	1千万円以下	60	144	上記以外の法人等	60		<p>均等割(標準税率) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>410</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>410</td> <td>1,750</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>160</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>130</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2">50</td> </tr> </tbody> </table> <p>法人税割(標準税率) 法人税額の12.3%</p>	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	410	3,000	10億円を超え50億円以下	410	1,750	1億円を超え10億円以下	160	400	1千万円を超え1億円以下	130	150	1千万円以下	50	120	上記以外の法人等	50	
資本等の金額	従業者数																																															
	50人以下	50人を超える																																														
50億円を超える	492	3,600																																														
10億円を超え50億円以下	492	2,100																																														
1億円を超え10億円以下	192	480																																														
1千万円を超え1億円以下	156	180																																														
1千万円以下	60	144																																														
上記以外の法人等	60																																															
資本等の金額	従業者数																																															
	50人以下	50人を超える																																														
50億円を超える	410	3,000																																														
10億円を超え50億円以下	410	1,750																																														
1億円を超え10億円以下	160	400																																														
1千万円を超え1億円以下	130	150																																														
1千万円以下	50	120																																														
上記以外の法人等	50																																															
3 申告納付期限	<p>中間申告 事業年度開始の日以後、6月を経過した日から 2月以内</p> <p>確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内</p> <p>均等割法人 4月30日</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p>																																														

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地、家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替え(土地は価格修正の特例あり)</li> <li>・住宅用地の課税標準の特例 200㎡を超えるもの 評価額の3分の1 小規模住宅用地(200㎡以下) 評価額の6分の1</li> <li>・賦課期日における価格(償却資産)</li> </ul>	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4(標準税率) 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12	高松市と同じ。 は適用していない。
4 免税点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地 30万円未満</li> <li>・家屋 20万円未満</li> <li>・償却資産 150万円未満</li> </ul>	高松市と同じ。
5 評価方法	<p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地 市街地宅地評価法(路線価方式) その他の宅地評価法(標準宅地比準方式)</li> <li>・一般農地 標準地比準方式</li> <li>・一般山林 標準地比準方式</li> <li>・原野 近傍地比準方式</li> <li>・雑種地 近傍地比準方式</li> </ul> <p>家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法</li> </ul> <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式</li> </ul>	<p>土地</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>家屋</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>償却資産</p> <p>高松市と同じ。</p>
6 納期	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期 4月1日から4月30日まで</li> <li>第2期 7月1日から7月31日まで</li> <li>第3期 9月1日から9月30日まで</li> <li>第4期 11月1日から11月30日まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期 5月1日から5月31日まで</li> <li>第2期 7月1日から7月31日まで</li> <li>第3期 9月1日から9月30日まで</li> <li>第4期 11月1日から11月30日まで</li> </ul>

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
第1期の納期が異なっている。

対 応 策
納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																																																															
分類	軽自動車税																																																																															
項目	現況																																																																															
	高松市	香川町																																																																														
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用等)、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。	高松市と同じ。																																																																														
2 税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準税率(50cc以下、ミニカー)</li> <li>制限税率(上記以外の車種)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率(年額)	原動機付自転車		50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,300円	90ccを超え125cc以下	1,700円	ミニカー	2,500円	軽自動車		2輪	2,600円	3輪	3,400円	4輪以上	乗用営業用	6,200円	乗用自家用	7,800円	貨物営業用	3,400円	貨物自家用	4,300円	専ら雪上を走行するもの	2,600円	小型特殊自動車		農耕作業用のもの	1,700円	その他のもの	5,100円	2輪の小型自動車		250ccを超えるもの	4,300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準税率(全ての車種)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率(年額)	原動機付自転車		50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,200円	90ccを超え125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車		2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪以上	乗用営業用	5,500円	乗用自家用	7,200円	貨物営業用	3,000円	貨物自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	小型特殊自動車		農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車		250ccを超えるもの	4,000円
車種	税率(年額)																																																																															
原動機付自転車																																																																																
50cc以下	1,000円																																																																															
50ccを超え90cc以下	1,300円																																																																															
90ccを超え125cc以下	1,700円																																																																															
ミニカー	2,500円																																																																															
軽自動車																																																																																
2輪	2,600円																																																																															
3輪	3,400円																																																																															
4輪以上	乗用営業用	6,200円																																																																														
	乗用自家用	7,800円																																																																														
	貨物営業用	3,400円																																																																														
	貨物自家用	4,300円																																																																														
専ら雪上を走行するもの	2,600円																																																																															
小型特殊自動車																																																																																
農耕作業用のもの	1,700円																																																																															
その他のもの	5,100円																																																																															
2輪の小型自動車																																																																																
250ccを超えるもの	4,300円																																																																															
車種	税率(年額)																																																																															
原動機付自転車																																																																																
50cc以下	1,000円																																																																															
50ccを超え90cc以下	1,200円																																																																															
90ccを超え125cc以下	1,600円																																																																															
ミニカー	2,500円																																																																															
軽自動車																																																																																
2輪	2,400円																																																																															
3輪	3,100円																																																																															
4輪以上	乗用営業用	5,500円																																																																														
	乗用自家用	7,200円																																																																														
	貨物営業用	3,000円																																																																														
	貨物自家用	4,000円																																																																														
専ら雪上を走行するもの	2,400円																																																																															
小型特殊自動車																																																																																
農耕作業用のもの	1,600円																																																																															
その他のもの	4,700円																																																																															
2輪の小型自動車																																																																																
250ccを超えるもの	4,000円																																																																															
3 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																																																														
4 納期	5月1日から5月31日まで	4月1日から4月30日まで																																																																														

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率が異なっている。</li> <li>納期が異なっている。</li> </ul>
--------	----------------------------------------------------------------------------------

対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>香川町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりにする。</li> <li>納期については、合併年度は現行のとおりにし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> </ul>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

調整案	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</li> <li>納期については、合併年度は現行のとおりにし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> </ul>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	市・町たばこ税	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 納税義務者	市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	高松市と同じ。
2 課税標準	売り渡し本数	高松市と同じ。
3 税率	・1,000本につき2,977円 ・旧3級品(エコー、わかば、しんせい等)については、1,000本につき1,412円	高松市と同じ。
4 申告納付期限	当月の売り渡し分について、翌月末日まで	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	特別土地保有税	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月1日において基準面積(5,000㎡)以上の土地を所有する者(保有)</li> <li>・1月1日又は7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)</li> <li>1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。</li> </ul>	高松市と同じ。
2 課税標準	・土地の取得価額	高松市と同じ。
3 税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の保有に係るもの 100分の1.4</li> <li>・土地の取得に係るもの 100分の3</li> </ul>	高松市と同じ。
4 税額	<p>保有分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の取得価額 × 税率 - その土地の固定資産税額相当額</li> </ul> <p>取得分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の取得価額 × 税率 - その土地の不動産取得税額相当額</li> </ul>	高松市と同じ。
5 免税点	5,000㎡未満	高松市と同じ。
6 申告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の保有に係るもの 5月31日</li> <li>・土地の取得に係るもの <ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日前1年以内の取得者 2月末日</li> <li>7月1日前1年以内の取得者 8月31日</li> </ul> </li> </ul>	高松市と同じ。
参 考	<p>平成15年度税制改正により、15年度以降保有分及び取得分とも、新たな課税は実施しないこととされた。</p> <p>ただし、今回の課税凍結に伴い、現在、非課税、特例譲渡又は免除土地予定地として、徴収猶予中の納税義務者については、免除されない。</p>	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い		部 会 名	企画財政
分 類	入湯税			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 川 町		
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	高松市と同じ。	問 題 点 ・ 課 題	
2 税率	入湯客1人1日につき150円(標準税率)	入湯客1人1日につき100円	税率が異なっている。	
3 課税免除	・小学生以下の者又は年齢12歳未満の者 ・一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 ・利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者 ・学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者 ・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者	高松市と同じ。	対 応 策	
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月15日までに申告・納入	高松市と同じ。	香川町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	事業所税	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 納税義務者	・市内の事業所等において事業を行う法人又は個人 .....資産割、従業者割	該当なし。
2 課税標準	・資産割 .....事業所床面積 ・従業者割 .....従業者給与総額	
3 税率	・資産割 .....1㎡につき600円 ・従業者割 .....従業者給与総額の100分の0.25	
4 免税点	・資産割 .....事業所床面積1,000㎡以下 ・従業者割 .....従業者数100人以下	
5 申告納付	・法人 .....事業年度終了の日から2月以内 ・個人 .....翌年の3月15日まで	

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市の制度に統一した場合、香川町には新しい課税となる。

対 応 策
香川町地域の事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	納税関係	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金  <math>\text{納期前に納付した税額} \times 0.5 / 100 \times \text{納期前の月数}</math>                      前納時期                      第1期の納期の末日まで                      交付限度額                      各期ごとの税額が10万円まで                      適用税目                      市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)</p> <p>平成17年度から廃止する。</p>	<p>報奨金  <math>\text{納期前に納付した税額} \times 1 / 100 \times \text{納期前の月数}</math>                      前納時期                      固定資産税は、前期と後期                      前期5月16日、後期5月31日                      住民税は、前期と後期                      前期6月16日、後期6月30日                      高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p>
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能	高松市と同じ。
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	企画財政
-------	------

問題点・課題
高松市では、平成17年度から報奨金制度を廃止することとなっている。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</li> <li>・住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。</li> </ul>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。                      ただし、香川町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p>

協議第18号資料

「電算システム事業について」に関する資料

システムの種類について .....	18
庁内LANの状況について .....	19

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-2 電算システム事業		
分類	システムの種類		
項目	現況		
	高松市	香川	町
1 システムの種類及び処理方法 (Microsoft Excel等のOAソフトウェアを活用しているものを除く)	人事管理 指定統計 例規集検索 市民意識調査 財務管理 公用自動車管理 墓園管理 住民記録 住基ネットワーク 法人市民税 固定資産税(土地,家屋) 固定資産税(償却資産) 家屋評価 軽自動車税 市県民税 事業所税 収納管理 国民年金 国民健康保険 福祉医療 介護保険 児童手当 児童扶養手当(+特児) 保育料 母子寡婦福祉金 障害者福祉 支援費 高齢者福祉 生活保護 予防接種 市民病院院内医療情報 自動車騒音面的評価	ごみ収集ステーション管理 粗大ごみ受付 中小企業勤労者福祉共済 水田情報管理 法定外公共物譲与(管理) 建築設計(CAD) 土木積算 屋外広告物管理 道路台帳図面管理 市営住宅管理 下水道管理 浄化槽登録管理 自動出動(消防) 画像伝送(消防) 上水道料金調定 配水コントロール 図面管理(水道) 学事情報 公共施設利用総合情報 図書館管理 図書館蔵書検索 農地基本台帳管理 不在者投票管理 会議録検索 全て直営 (=業務主管課導入)	財務会計 例規検索 税システム 住民情報 情報ネットワーク セキュリティバッチ配布管理 住民基本台帳ネットワーク 国民年金資格照会(町単独) 国保高額療養費支給管理 国民年金資格照会(社保庁) 公的個人認証サービス 畜犬登録原簿管理 水道システム 下水道台帳 下水道 受益者負担金 下水道 マンホール・ホップ監視 水田情報管理 地域福祉カード 介護保険 老人医療 給食システム 障害者福祉 高額医療費支給管理 学校給食栄養計算 総合体育館施設管理 在宅介護支援 訪問看護 医療事務 財務・給与 ホームページメンテナンス 給与システム 総合行政ネットワーク 固定資産管理 戸籍電算総合

委託：  
事業者の施設に機器を設置し、庁舎と回線で接続し運用しているもの  
直営：  
庁舎内に機器を設置し運用しているもの

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事務事業の統合協議により、システムの改修が必要になる。</li> <li>・高松市のシステムと香川町の対応するシステムとの間に互換性がない。</li> <li>・戸籍電算総合システム等、香川町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがある。</li> </ul>

対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事務事業の統合協議内容に合わせ、必要なシステム改修を行う。</li> <li>・香川町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換する。</li> <li>・香川町のシステムのうち、高松市に対応するシステムがないものは必要な改修を加え使用する中で、今後の活用について検討する。</li> <li>・当初からの統合を必要としないものについては、運用面に対応する。</li> </ul>

調整案
高松市の電算システムに統合する。 統合に当たっては、合併時の稼働を目的とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。 ただし、高松市にないシステムについては、香川町のシステムに必要な改修を加え使用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-2 電算システム事業	
分類	庁内LANの状況	
	現 況	
	高 松 市	香 川 市 町
1 接続拠点	<p>本庁舎                      基幹：有線100M/bps、                      フロア：光無線（一部有線）10M/bps                      出先（施設内は有線、水道局のみ無線）                      無線（3か所）                      水道局（11M/bps）                      女木出張所、女木診療所（150k/bps）                      有線放送専用回線1.2M/bps（1か所）                      消防局（北消防署を含む）                      S T N E T専用回線64k/bps～10M/bps（124か所）                      （平成17年度末には一部を除き10M/bps）                      生涯学習センター，図書館，文化センター，美術                      館，高松第一高等学校，競輪局，中央卸売市                      場，市民病院，市民サービスセンター，女性セン                      ター，ボランティア・市民活動センター，玉藻公                      園，斎場公園，保健所，保健センター，下水道施                      設課，衛生処理センター，西部クリーンセンタ                      ー，支所・出張所20か所，公民館（単独）19                      か所，保育所30か所，消防局出先11か所，水                      道局出先4か所，高松テルサ他21か所                      N T Tダイヤル回線64k/bps（82箇所）                      小学校41か所，中学校18か所，幼稚園18か                      所，南部広域清掃センター他4か所                      外部接続                      インターネット                      住民基本台帳ネットワーク                      総合行政ネットワーク（L G W A N）</p>	<p>本庁舎                      基幹LANは、メインスイッチから各階のフロアス                      イッチまで光ファイバー1G/bpsを敷設、支線LAN                      は、フロアスイッチから各島スイッチまでT P ケー                      プル100M/bpsを敷設している。                      出先機関（施設内は有線）                      本庁とさわやかセンター・香川病院間は、光ファ                      イバー100M/bps約2kmを敷設                      さわやかセンターを起点として、給食センター・                      香川第一中学校・総合体育館・大野公民館・浅野公                      民館・大野小学校・浅野小学校・大野幼稚園・浅野                      幼稚園・第一保育所・第二保育所・第五保育所・大                      野児童クラブ・浅野児童館の14ヶ所には、無線                      L A N 11M/bpsを設置している。                      本庁を起点として、川東小学校・川東公民館・川                      東幼稚園・第四保育所・第六保育所・川東児童館の                      6ヶ所には、無線L A N 11M/bpsを設置している。                      本庁を起点として、環境センター・東谷公民館の                      2ヶ所には、N T TのA D S L回線8M/bpsを使用し                      ている。                      本庁と総合体育館内の社会教育課間（業務系）                      は、N T Tのデジタルアクセス128k/bpsを使用して                      いる。                      外部接続                      インターネット                      住民基本台帳ネットワーク                      総合行政ネットワーク（L G W A N）</p>
2 住民情報系 と内部情報系 の分割	なし	あり
3 PC(端末)台数	<p>住民情報系                      住民記録専用 20台 C S 端末 9台(専用LAN)                      内部情報系                      LAN接続 2079台（本庁内1236台，庁舎外843台）                      財務会計2079台とも使用可能                      上記のうち財務含む業務系専用端末 47台</p>	<p>住民情報系                      住記:2台 CS:2台 住記CS兼用:1台 戸籍:2台                      情報ネットワーク系                      118台(本庁内:79台 庁舎外:39台)                      業務系                      101台(本庁内:77台 庁舎外:24台)</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・別々のネットワークであり、運用管理の体系が異なる。</li> <li>・インターネット等の外部ネットワークへは、それぞれ別に接続している。</li> <li>・別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティ面で問題が生じやすい。</li> <li>・香川町では、基幹系LANと情報系LANを物理的に分けているのに対し、高松市は同一LAN上で構築しており、セキュリティ対策の手法も異なっている。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川町の全庁LANを高松市の全庁LANに統合する。</li> <li>・外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。</li> <li>・統合に当たっては、セキュリティ対策に万全を期する。</li> </ul>

調 整 案
高松市の庁内LANに統合する。

## 協議第19号資料

### 「病院事業について」に関する資料

管 理 運 営 等 の 概 要 に つ い て .....	21
診 療 内 容 等 に つ い て .....	22
予 算 ・ 決 算 に つ い て .....	23
指 定 等 に つ い て .....	24

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 病院事業	
分類	管理運営等の概要	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 管理運営	地方自治法による自治体病院として、地方公営企業法の適用により運営	国民健康保険診療施設として、国保病院事業特別会計により、地方公営企業法の適用により運営
2 所在地	高松市宮脇町2丁目36番1号	香川郡香川町大字浅野1260番地
3 敷地面積	21,983.16 m <sup>2</sup>	6,801.35 m <sup>2</sup>
4 建築年月日	昭和48年5月(本館) 昭和55年11月(診療棟) 平成元年10月(東別館)	昭和39年12月(管理棟) 昭和49年3月(診療棟・給食棟) 昭和54年3月(本館・給食棟・南棟・北棟・機械棟)
5 建物構造	鉄筋コンクリート 地下1階 地上12階	鉄筋コンクリート 地下1階(1部) 地上3階 一部4階
6 延建築面積	25,160.35 m <sup>2</sup>	5,449.31 m <sup>2</sup>
7 職員数	平成16年3月31日現在 正規 404人 うち医師 44人 非常勤 64人 うち医師 5人	平成16年3月31日現在 正規 85人 うち医師 9人 非常勤 43人 うち医師 27人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
両病院の設置根拠(自治体病院、国民健康保険診療施設)が異なる。

対 応 策
・高松市民病院と香川病院については、地方公営企業法一部適用病院として、それぞれ独立して運営する。 ・市立病院が2箇所となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 病院事業	
分類	診療内容等	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 病床数	470床 一般病床 : 394 床 精神病床 : 70 床 感染症病床: 6 床	126床 一般病床 : 126 床
2 診療科目	内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科 合計 20 診療科	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科  合計 6 診療科
3 外来患者数 (平成15年度)	延外来患者数 198,466 人 1日当りの患者数 807 人	延外来患者数 81,895 人 1日当りの患者数 278 人
4 入院患者数 (平成15年度)	延入院患者数 130,804 人 1日当りの入院患者数 357 人	延入院患者数 24,868 人 1日当りの入院患者数 68 人

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
高松市民病院は、平均在院日数21日以内の急性期病院としての医療を行っているが、香川病院は、平均在院日数28日以内の中等度の急性期病院の医療を行っており、機能及び規模等に差異がある。

対 応 策
両病院の特性を生かした医療を実施するものとする。

調 整 案
両病院の現状のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 病院事業	
分類	予算・決算	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
1 平成15年度 決算	収益的収支 (収入) 6,262,934 千円 (支出) 6,637,288 千円 (一般会計からの繰入額) 670,449 千円  資本的収支 (収入) 458,042 千円 (支出) 575,821 千円 (一般会計からの繰入額) 223,142 千円	収益的収支 (収入) 1,210,486 千円 (支出) 1,330,510 千円 (一般会計からの繰入額) 65,628 千円  資本的収支 (収入) 224,850 千円 (支出) 269,419 千円 (一般会計からの繰入額) 67,050 千円
2 平成16年度 予算	収益的収支 (収入) 6,723,880 千円 (支出) 6,723,071 千円 (一般会計からの繰入額) 669,290 千円  資本的収支 (収入) 408,075 千円 (支出) 517,138 千円 (一般会計からの繰入額) 218,025 千円	収益的収支 (収入) 1,489,970 千円 (支出) 1,487,319 千円 (一般会計からの繰入額) 35,099 千円  資本的収支 (収入) 289,901 千円 (支出) 372,882 千円 (一般会計からの繰入額) 59,901 千円
3 運営形態	地方公営企業法の一部適用病院として運営している。	地方公営企業法の一部適用病院であり、国民健康保険法の診療施設として運営している。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・両病院は、地方公営企業法の一部適用病院であるが、香川病院については、国民健康保険法による診療施設であるため、両病院の、運営形態に差異がある。</li> <li>・地方公営企業法では、病院事業は一地方公共団体につき一つであり、会計も一つとする必要がある。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営形態については、両病院の現状のとおりとし病院事業として会計を一つとする。</li> <li>・予算・決算については、病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とする。</li> </ul>

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>予算・決算については、病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とする。</li> </ul>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 病院事業		部会名	健康福祉
分類	指定等			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 町		問 題 点 ・ 課 題
1 主な指定	保険医療機関 健康保険病院 国民健康保険病院 労災保険指定病院 生活保護法指定病院 更生医療指定病院 養育医療指定病院 原爆医療指定病院 結核予防法指定病院 救急告示病院 母体保護法指定医病院 精神保健指定医病院 広域救護病院	保険医療機関 健康保険病院 国民健康保険病院 労災保険指定病院 生活保護法指定病院 更生医療指定病院 原爆医療指定病院 結核予防法指定病院 救急告示病院		指定等に差異がある。
2 主な施設基準	一般病棟入院基本料 群 - 1 精神病棟入院基本料 <sup>3</sup> 特別入院基本料 <sup>2</sup> (感染症病床)	一般病棟入院基本料 群 - 3		対 応 策
				指定等は病院ごとに届け出ることとなり、両病院の規模及び特性を考慮し、現状のとおりとする。
				調 整 案
				両病院の指定等については、現状のとおりとする。